



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年6月17日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第40号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第28条に次の1項を加える。

- 2 産業振興課に、産業活性化・雇用創出推進本部の庶務に関する事務をつかさどらせるため、産業活性化・雇用創出推進室を付置する。

別表第1の産業振興課の項中「第28条第1号」を「第28条第1項第1号」に、「第28条第2号」を「第28条第1項第2号」に、「第28条第4号」を「第28条第1項第4号」に、「第28条第5号」を「第28条第1項第5号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年6月18日から施行する。

（事務処理規則の一部改正）

- 2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「監理課技術管理室長」を「産業振興課産業活性化・雇用創出推進室長、監理課技術管理室長」に改める。

人 事 課